

未承認遺伝子組換えパパイヤ「台農5号」について

1 経過

- (1) 平成22年12月、厚生労働省から、沖縄県内で流通する生果実及び苗を分析したところ一部に未承認の遺伝子組換え体が混入している疑いがあるとの情報提供。
- (2) このため、農林水産省は科学的信頼性の高い検査法を諸外国に先駆けて確立し、検査体制を整備した後、平成23年2月から、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づき、
 - ① 輸入されるパパイヤ種子及び苗の水際での検査
 - ② 国内に流通するパパイヤ種子及び苗の検査を開始。
- (3) 検査の結果は以下のとおり。
 - ① 同年2月～8月にかけて、輸入され、国内で流通している全ての種子（19品種、29商品）及び苗（4品種、4商品）を検査
 - ② この結果、種子18品種、28商品及び全ての苗については、遺伝子組換え体でないことを確認
 - ③ 一方、同年4月、台湾から「台農5号」という名称で輸入され、沖縄中心に販売された種子（1品種、1商品）が我が国で未承認の遺伝子組換え体であることを確認
- (4) これを受け、カルタヘナ法に基づき、
 - ① 「台農5号」の流通量及び流通経路の特定
 - ② 「台農5号」と特定された8,000本強（約4ha）の全てを平成23年12月までに伐採
 - ③ 原因の究明を実施。

2 現状及び今後の対応

(1) 検査

- ① 輸入される全てのパイヤ種子及び苗の水際での検査を継続中
- ② 伐採地周辺における「台農5号」の有無に関するモニタリングを実施中

(2) 「台農5号」の流通経路の特定

「台農5号」のほとんどが沖縄県で流通。沖縄県の販売量及び販売先も特定済、在庫がないことも確認済。なお、沖縄県以外については園芸愛好家向けであり、その在庫量及び販売先も特定し、在庫がないことも確認済。

(3) 原因の究明状況

パイヤの遺伝子組換え体は台湾国内においても未承認であり、種子等の流通及び商業栽培はされていないことを確認。「台農5号」に係る遺伝子組換え体が台湾国内で流出した経緯等につき、現在台湾当局に照会中。(日本側の検査結果を送付済)

(4) 生産者への賠償

現在、伐採にかかる民事上の賠償責任について、生産者団体と種苗会社との間で話し合いが行われているところ。なお、農林水産省としては、沖縄県と連携して、本事案の解決に向け、関係者への情報提供や助言を行っているところ。

(5) 再発防止

今般の事案の原因究明をうけ、種苗会社等に対し、輸出国における組換え体の開発状況、採種場の状況、事故情報等を留意した上で輸入するよう指導し、再発防止を徹底する予定。